

住宅業界における自主行動計画の徹底プラン

2023年11月

一般社団法人 住宅生産団体連合会

中小企業庁が2023年度に行った中小下請企業に対するヒアリングでは、住宅業界において「急激な原価高騰における速やかな価格改定協議」や「指値発注の禁止」など、『自主行動計画』に記載があるものの、その取組が不十分、または遵守が徹底されていない事項が確認された。

その指摘を受け、会員企業におかれては、自主行動計画での記載事項の更なる徹底、遵守の強化をはかるとともに、各会員企業が一丸となり、以下の事項の徹底に取組むことを願う。

また、当徹底プランの遂行に向け、各会員企業とも、資材購買部門のみならず社内各部門および全取引先に対して『自主行動計画』を周知していただきたい。

会員企業は、下請を含めて各項目の実施状況について調査を行うとともに、行動計画に沿わない箇所があれば、遵守に向けて継続的に取組むものとする。

さらに当団体内の「技能者問題委員会」において会員企業の取組状況を集約するとともに、改善状況に応じて当徹底プランの改定を行う。

◆適正な価格交渉について

1) 中小企業庁からの指摘事項

- ・労務費、原材料費、エネルギー価格などのコスト上昇があった場合、下請からの申出があった場合は、できるだけ速やかに対応し、十分な価格改定協議を行う必要がある。
- ・下請に対して、一方的に決めた代金を提示する、いわゆる指値発注は行わない。合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労務費等の引き上げが可能となるよう、十分に協議して決定する必要がある。

2) 対応方針・改善方針

①禁則事項

- ・下請・取引先に対し、優越的な立場を利用して価格改定の協議の申入れ自体を諦めさせ、あるいは申入れさせない雰囲気を作り上げること。
- ・労務費については、下請・取引先において、自助力のみで解決すべきであるという発注者の誤った解釈を理由とし、交渉や転嫁自体を拒否すること。
- ・下請・取引先からの申出内容を無視し、「他の取引先は言っていない」「同業他社と統一金額として欲しい」といった外形的な理由のみで拒否すること。
- ・価格交渉の場を設けても、回答までの期間を長期間引き延ばすことにより、その間のコスト上昇分を下請・取引先に吸収させること。

②可能な限り実施する事項

- ・価格決定後であっても、その後コストが高騰した場合は、下請・取引先からのコスト上昇分の価格

改定の協議に応じ、双方の合意に基づいた価格に改定する。

- ・原材料費やエネルギーコスト、労務費が高騰している状況を踏まえ、下請・取引先が価格交渉を申出やすいように、例えば価格交渉についての書式や交渉事例などとともに、価格交渉を受ける旨の資材購買責任者名の通知を、下請・取引先に送付する。
- ・これまで価格交渉の書式に記載の無かった労務費やエネルギーコストについて、書式に明示あるいは追記し、新たに価格交渉の対象となることを周知するよう努める。
- ・価格交渉についての相談窓口を設置し、利用を呼びかける。
- ・下請の賃上げを促進するため、下請に対し、賃上げをした場合は双方協議の上相応の価格転嫁に応じる旨を周知する。

以上